

<参考> 後援団体規約の見本【2号団体※】

※特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

## 大阪はなこ後援会規約

※ 第1条 (名称・所在地)

本会は、大阪はなこ後援会と称し、主たる事務所を大阪府内におく。

※ 第2条 (目的)

本会は、大阪花子氏を後援することにより、国政の発展と国民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(注) 大阪花子は、戸籍名で記載すること。

※ 第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配付
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

※ 第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

※ 第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- |   |   |     |    |   |    |
|---|---|-----|----|---|----|
| 会 | 長 | 1名  |    |   |    |
| 副 | 会 | 長   | 2名 |   |    |
| 幹 | 事 | 若干名 |    |   |    |
| 会 | 計 | 責   | 任  | 者 | 1名 |
| 監 | 事 | 2名  |    |   |    |

第6条 (役員を選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員は任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

※ 第7条 (会議)

- 1 会長は毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。
- 2 会長は必要に応じ役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費(〇〇〇円)、寄附金その他の収入をもって充当する。

※ 第9条 (会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

※ 附 則

本規約は、令和〇年〇月〇日より実施する。

(注意)

- 1 目的には、支援・後援する公職の候補者の氏名(戸籍名)を明記してください。
- 2 附則の年月日は、設立届の「組織年月日」、「選任年月日」及び「異動年月日」と原則一致します。